

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月27日
【発行者の名称】	株式会社 NEXT STAGE (NEXT STAGE Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小村 直克
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 あべのハルカス33F
【電話番号】	06-6622-0333
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部門管掌 藤原 孝高
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 NEXT STAGE https://nextstage-group.com/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第19期中間期	第20期中間期	第18期	第19期
決算年月		2025年1月	2026年1月	2024年7月	2025年7月
売上高	(千円)	593,207	580,123	1,101,931	1,164,621
経常利益	(千円)	34,657	16,811	25,365	57,283
当期(中間)純利益	(千円)	43,248	18,052	34,273	81,940
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(株)	265,610	265,610	265,610	265,610
純資産額	(千円)	184,098	240,842	140,849	222,790
総資産額	(千円)	596,180	652,663	577,302	628,220
1株当たり純資産額	(円)	693.12	906.75	530.29	838.79
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(中間)純利益	(円)	162.83	67.96	129.04	308.50
潜在株式調整後1株当たり 当期(中間)純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	30.9	36.9	24.4	35.5
自己資本利益率	(%)	26.6	7.8	27.7	45.1
株価収益率	(倍)	—	23.54	—	5.19
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	81,983	77,309	28,201	84,259
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△40,271	△45,000	△52,921	△62,415
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△46,433	△27,660	△101,101	△53,147
現金及び現金同等物の 期末(中間期末)残高	(千円)	332,787	310,855	337,509	306,206
従業員数	(人)	57	67	59	66
(外、平均臨時雇用者数)		(—)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
3. 第18期及び第19期中間期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、第18期及び第19期中間期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第19期及び第20期中間期については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 臨時従業員数については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
7. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益金額を算定しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第18期の財務諸表については、東陽監査法人の監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第19期の財務諸表については、東陽監査法人の監査を受けております。
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第19期中間期の中間財務諸表については、東陽監査法人の期中レビューを受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第20期中間期の中間財務諸表については、東陽監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
67	37.4	4.3	5,698

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。）については、従業員総数の10%未満のため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しており、特筆すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費において持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復傾向にあります。エネルギー価格や原材料価格の高騰、為替相場における円安の長期化、不安定な国際情勢、米国の通商政策による影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の事業領域である国内の住宅市場においては、国土交通省公表の直近統計で、2025年の新設住宅着工戸数は、前年比6.5%減の74万667戸となり、1963年以来62年ぶりの低水準に落ち込みました。人口減による長期的な需要減少に加え、物価高での家計圧迫や建築資材の高騰で、消費マインドの悪化が続いているものと予想されます。一般財団法人建設経済研究所によると、2026年度の新設住宅着工戸数は、前年度比5.5%増の77.7万戸と予測されており、2025年度の反動減から回復して、前年度比で増加するとされております。

予測どおりになれば、2026年は一旦回復が見込まれますが、長期的なトレンドとして住宅需要を抑制する問題点は根強く、住宅市場が安穏な動きに戻るわけではないと予想されます。

このように揺れ動く厳しい住環境の変化から、当社は、「We strive to keep creating new values. (住環境に新しい価値を創造し続ける企業であれ)」をミッションに掲げ、現在、住宅製造において脆弱な製造資源から、住宅事業者の経営基盤に対し如何に不良コストを出さない生産性の高い施工が実現できるかという命題に着手し、顧客のベネフィットの最大化において常に価値を創造しながら、全社を挙げて取り組んでまいりました。

当社が取り組む住宅製造ソリューション事業におきましては、当第2四半期累計期間のヒンシツ監査サービスの監査回数は19,797回と前年同期を959回上回りました。それに連動するデータ&アナリティクスサービスにおきましても堅調に推移しております。また、新築住宅の供給量の多い大手ハウスメーカー及び地域のパワービルダーからのニーズの拡大や、年に一回、業界を挙げて開催しております、Japan Housing Quality Awardの参加をきっかけとしたトライアル案件も増加していることから、下半期からの新規監査導入企業も数多く見込まれ、引き続き監査回数に関しての成長が期待されるところであります。

併せて、一般ユーザーからの住宅事業者に対する様々なクレームやトラブル解決の問い合わせが増加するなか、一般ユーザー向けのオウンドメディア「Housing Journey (ハウジングジャーニー)」を昨年末に立ち上げ公開いたしました。これまでの、BtoBのヒンシツ監査サービスだけでなく、今後はBtoC向けのセカンドオピニオンサービスを拡大していくためにも、当サイトの認知拡大に向けてマーケティングの強化に踏み込んでまいります。

学習環境プラットフォームサービスについては、業界特化型クラウド動画学習サービス「ACR05」のシステムリニューアルによる下期からのリリースに伴う開発投資に集中いたしました。企業タイアップ番組を含むコンテンツの充実だけでなく、eラーニング機能やテスト機能など、個社別にカスタマイズできる機能を搭載し、さらにメディアプラットフォームとしての新たなコンテンツまで拡張いたしました。今後は業界全体を取り巻く新しい情報プラットフォームとして認知拡大を目指してまいります。

また、リフォーム市場参入のための『簡単！リフォーム施工ナビアプリ「RePPLI (リプリ)」』の2026年度からローンチを計画しております。昨年に2会場での展示会にも出展し、大きな反響とリードを獲得しました。これからの成長市場への積極的なアクションを全社挙げて取り組み、中長期的な収益拡大を目指してまいります。

この結果、当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高580,123千円（前年同期比2.2%減）、営業利益17,590千円（前年同期比49.6%減）、経常利益16,811千円（前年同期比51.5%減）、中間純利益18,052千円（前年同期比58.3%減）となりました。

なお、当社は住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は310,855千円となり、前事業年度末比で4,649千円の増加となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、77,309千円となりました。これは主に、前受金の増加額22,348千円、売上債権の減少額19,998千円、税引前中間純利益16,811千円、未払消費税等の増加額6,615千円、減価償却費6,546千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、45,000千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出44,159千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、27,660千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出27,365千円、リース債務の支払による支出295千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間におけるサービスごとの販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ヒンシツ監査サービス	439,058	100.9
データ&アナリティクスサービス	119,454	90.5
学習環境プラットフォームサービス	19,095	81.5
その他	2,514	98.8
合計	580,123	97.8

(注) 1. 当社は住宅製造ソリューション事業の単一セグメントです。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、及び2025年10月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約及び継続企業の前提に関する重要事象等に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年6月1日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は652,663千円となり、前事業年度末に比べ24,442千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェア仮勘定が41,084千円増加、現金及び預金が4,649千円増加、前払費用が1,736千円増加した一方で、売掛金が19,998千円減少、建物が2,457千円減少、ソフトウェアが1,441千円減少したことによるものです。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は411,820千円となり、前事業年度末に比べ6,390千円増加いたしました。これは主に、前受金が22,348千円増加、未払消費税等が6,615千円増加、預り金が5,511千円増加、未払金が4,937千円増加した一方で、長期借入金が14,661千円減少、1年内返済予定の長期借入金12,704千円減少、買掛金が4,371千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は240,842千円となり、前事業年度末に比べ18,052千円増加いたしました。これは中間純利益の計上により利益剰余金が18,052千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

1 【設備投資等の概要】

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
当中間会計期間に実施しました設備投資の総額は、43,030千円であります。
その主なものは、自社利用ソフトウェアの開発（41,084千円）であります。
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (大阪市阿倍野区)	本社機能	74,058	2,274	8,522	85,871	170,726	67

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産およびソフトウェア仮勘定の合計であります。
4. 臨時従業員数については、従業員数の10%未満のため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年4月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,062,440	796,830	265,610	265,610	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,062,440	796,830	265,610	265,610	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2018年7月18日取締役会決議

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	870	870
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,700	8,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2018年8月4日取締役会決議

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400	400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2020年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2019年8月3日取締役会決議

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	35	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350	350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2021年9月1日 至 2029年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2020年7月14日取締役会決議

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	410	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,100	4,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2022年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2021年7月14日取締役会決議

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000	3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)1	2,000 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2023年9月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

2025年3月3日臨時株主総会決議

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	835	835
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,350	8,350
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500 (注)1	2,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自 2027年4月1日 至 2035年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250	発行価格 2,500円 資本組入額 1,250円
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件は、新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。また新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
4. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済 株式総数 増減数 (株)	発行済 株式総数 残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年3月31日 (注) 1.	2,352	26,212	70,560	99,160	70,560	89,160
2023年5月18日 (注) 2.	16	26,228	480	99,640	480	89,640
2023年5月30日 (注) 3.	333	26,561	9,990	109,630	9,990	99,630
2023年6月28日 (注) 4.	—	26,561	△79,630	30,000	79,630	179,260
2025年3月3日 (注) 5.	239,049	265,610	—	30,000	—	179,260

- (注) 1. 第三者割当有償 2,352株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
主な割当先 IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合、IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合、
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合、中国電力株式会社
2. 第三者割当有償 16株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
主な割当先 オプティマ・ベンチャーズ株式会社
3. 第三者割当有償 333株
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
主な割当先 RheosCP1号投資事業有限責任組合
4. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し資本準備金へ振替えたものであります。
5. 2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施したことによるものであります。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ライズネックス ※1、3	京都府宇治市木幡御蔵山 39-476	139,900	48.16
小村 直克 ※1、2	京都府宇治市	30,000	10.33
小村 洋子(広森 洋子) ※1、4、5	京都府宇治市	30,000	10.33
清水 剛 ※1、6	福岡県太宰府市	20,000	6.88
IE ファスト&エクセレント投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区芝2-3-12	8,340	2.87
IE FAST&GREAT投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区芝2-3-12	8,340	2.87
関西イノベーションネットワーク 投資事業有限責任組合 ※1	大阪市北区茶屋町18-14	8,340	2.87
畑 晋平 ※1、4	神戸市東灘区	6,500 (2,500)	2.24 (0.86)
中国電力株式会社 ※1	広島市中区小町4-33	5,000	1.72
藤原 孝高 ※1、4	大阪市住吉区	5,000 (2,500)	1.72 (0.86)
計	—	261,420 (5,000)	89.99 (1.72)

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
※1 特別利害関係者等(大株主上位10名)
※2 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
※3 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社)
※4 特別利害関係者等(当社の取締役)
※5 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の配偶者)
※6 当社の従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,400	2,654	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	210	—	
発行済株式総数	265,610	—	—
総株主の議決権	—	2,654	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年7月18日	2018年8月4日	2019年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名 当社従業員 52名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

決議年月日	2020年7月14日	2021年7月14日	2025年3月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 3名 当社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2		

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2025年8月から2026年1月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）の中間財務諸表について、東陽監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 7月31日)	当中間会計期間 (2026年 1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	306,206	310,855
売掛金	89,832	69,833
前払費用	10,691	12,428
その他	585	363
貸倒引当金	△478	△351
流動資産合計	406,836	393,128
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	76,516	74,058
工具、器具及び備品（純額）	2,657	2,274
リース資産（純額）	519	236
有形固定資産合計	79,693	76,568
無形固定資産		
ソフトウェア	9,963	8,522
ソフトウェア仮勘定	44,550	85,634
無形固定資産合計	54,514	94,157
投資その他の資産		
差入保証金	49,029	49,029
長期前払費用	293	355
繰延税金資産	37,853	39,423
投資その他の資産合計	87,176	88,808
固定資産合計	221,384	259,534
資産合計	628,220	652,663

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年7月31日)	当中間会計期間 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,510	29,139
1年内返済予定の長期借入金	51,392	38,688
リース債務	592	347
未払金	58,375	63,313
未払費用	96	93
未払法人税等	660	330
未払消費税等	6,013	12,629
前受金	61,968	84,317
預り金	15,625	21,136
その他	44	286
流動負債合計	228,279	250,281
固定負債		
長期借入金	158,719	144,058
リース債務	49	—
資産除去債務	17,381	17,481
その他	1,000	—
固定負債合計	177,150	161,539
負債合計	405,429	411,820
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	179,260	179,260
その他資本剰余金	72,000	72,000
資本剰余金合計	251,260	251,260
利益剰余金		
その他利益剰余金	△58,469	△40,417
繰越利益剰余金	△58,469	△40,417
利益剰余金合計	△58,469	△40,417
株主資本合計	222,790	240,842
純資産合計	222,790	240,842
負債純資産合計	628,220	652,663

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月31日)
売上高	593,207	580,123
売上原価	195,544	188,391
売上総利益	397,662	391,731
販売費及び一般管理費	※ 362,753	※ 374,141
営業利益	34,909	17,590
営業外収益		
受取利息	35	299
受取手数料	—	627
ポイント収入	—	532
受取返戻金	651	—
その他	335	29
営業外収益合計	1,022	1,488
営業外費用		
支払利息	1,049	2,017
その他	225	250
営業外費用合計	1,274	2,267
経常利益	34,657	16,811
特別損失		
固定資産除却損	3,425	—
特別損失合計	3,425	—
税引前中間純利益	31,231	16,811
法人税、住民税及び事業税	330	330
法人税等調整額	△12,346	△1,570
法人税等合計	△12,016	△1,240
中間純利益	43,248	18,052

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年8月1日 至 2025年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	179,260	72,000	251,260
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	30,000	179,260	72,000	251,260

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△140,410	△140,410	140,849	140,849
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	43,248	43,248	43,248	43,248
中間会計期間中の変動額合計	43,248	43,248	43,248	43,248
当中間期末残高	△97,161	△97,161	184,098	184,098

当中間会計期間（自 2025年8月1日 至 2026年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	179,260	72,000	251,260
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	30,000	179,260	72,000	251,260

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△58,469	△58,469	222,790	222,790
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	18,052	18,052	18,052	18,052
中間会計期間中の変動額合計	18,052	18,052	18,052	18,052
当中間期末残高	△40,417	△40,417	240,842	240,842

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	31,231	16,811
減価償却費	16,104	6,546
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△101	△126
受取利息	△35	△299
支払利息	1,049	2,017
売上債権の増減額(△は増加)	15,417	19,998
前受金の増減額(△は減少)	18,280	22,348
前払費用の増減額(△は増加)	3,718	△1,855
仕入債務の増減額(△は減少)	△619	△4,371
未払金の増減額(△は減少)	△6,254	6,907
未払消費税等の増減額(△は減少)	△4,425	6,615
固定資産除却損	3,425	—
預り保証金の増減額(△は減少)	—	△1,000
その他	5,853	6,075
小計	83,644	79,667
利息の受取額	35	299
利息の支払額	△1,036	△1,997
法人税等の支払額	△660	△660
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,983	77,309
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△31,378	△840
無形固定資産の取得による支出	△14,692	△44,159
資産除去債務の履行による支出	△1,690	—
差入保証金の回収による収入	7,488	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,271	△45,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△45,630	△27,365
リース債務の返済による支出	△803	△295
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46,433	△27,660
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4,722	4,649
現金及び現金同等物の期首残高	337,509	306,206
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 332,787	※ 310,855

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
役員報酬	47,100	50,250
給料手当	150,187	168,990
減価償却費	3,885	3,703
貸倒引当金繰入額	△101	△126

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
現金及び預金勘定	332,787千円	310,855千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	332,787千円	310,855千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、住宅製造ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント
	住宅製造ソリューション事業
ヒンシツ監査サービス	435,308
データ&アナリティクスサービス	131,931
学習環境プラットフォームサービス	23,423
その他	2,544
顧客との契約から生じる収益	593,207
外部顧客への売上高	593,207

当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント
	住宅製造ソリューション事業
ヒンシツ監査サービス	439,058
データ&アナリティクスサービス	119,454
学習環境プラットフォームサービス	19,095
その他	2,514
顧客との契約から生じる収益	580,123
外部顧客への売上高	580,123

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月 31日)	当中間会計期間 (自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月 31日)
1株当たり中間純利益	162円83銭	67円96銭

- (注) 1. 2025年2月21日開催の取締役会決議により、2025年3月3日付で普通株式1株を10株とする株式分割を実施しております。そのため、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間会計期間については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。当中間会計期間については希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年 8月 1日 至 2025年 1月 31日)	当中間会計期間 (自 2025年 8月 1日 至 2026年 1月 31日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益(千円)	43,248	18,052
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	43,248	18,052
普通株式の期中平均株式数(株)	265,610	265,610
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	新株予約権6種類 (新株予約権の数2,490個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月27日

株式会社 NEXT STAGE
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士
業務執行社員

田部 秀穂

指定社員 公認会計士
業務執行社員

玉田 優樹

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社NEXT STAGEの2025年8月1日から2026年7月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NEXT STAGEの2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上